

県境不法投棄事案に係る住民説明会

日時 平成22年8月23日(月)

午後6時30分から

場所 田子町中央公民館

名古屋環境生活部長：皆様お晩でございます。環境生活部長の名古屋でございます。

皆様には、お忙しい中、お集まりいただきまして厚くお礼申し上げます。

また、松橋町長さんをはじめ、田子町役場の皆様には、今回の説明会の開催にあたり、町民の方々への周知など、多大なご協力をいただきましたことに、この場をお借りして感謝申し上げます。

さて、県境不法投棄事案の原状回復対策につきましては、平成16年12月から撤去を開始して以来、6年目を迎えることとなり、おかげさまでもちまして、これまでに約63万トン余を撤去することができました。

これまでの間、大きな事故も無く撤去作業を進めることができましたのも、皆様のご理解、ご協力の賜物でございまして、重ねてお礼申し上げます。

このような中、廃棄物の掘削によりまして、昨年より地山が露出しております。地山が露出したことで、初めて得られた知見などをもとに残存する廃棄物などを再推計いたしました結果、当初の実施計画において推計した廃棄物量を上回ることが明らかになりました。このことにつきましては、今月3日、8月3日でございますが、知事の方から公表したところでございます。

また、これに先立ちまして、松橋町長さんにもご説明したところでございますが、本日は田子町の皆様方にご説明する機会を設けさせていただきました。

県としては、廃棄物等の量が増加するに至った今日におきましても、廃棄物等は全量撤去を基本とするとの原状回復方針を堅持して参ります。引き続き、安全かつ着実に不法投棄された産業廃棄物による支障の除去に取り組んでいくこととしてございます。廃棄物等の増加によりまして撤去完了時期が当初予定より1年延びることになりますが、引き続き運搬車両による交通事故防止など、交通安全対策には万全を期して参ります。皆様のご理解とご協力をこれまで同様賜りますよう、よろしく願い申し上げます。ご挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

司会：次に、田子町の松橋町長さんから御挨拶をいただきたいと思っております。町長さん、よろしくお願い申し上げます。

松橋田子町長：お晩でございます。仕事の後のお疲れのところ、今日の住民説明会、ご苦労様でございました。また、県の方々にはありがとうございました。これまで安全に、また計画どおり撤去が進んでいるということ、お礼を申し上げます。今日の住民説明会、それは順調に進んでいる中で24年で終わるという計画でありましたが、つぼ掘り等で24万t増えたと、撤去の期間も1年間延びたと、そしてまた費用の方も62億円増えるということを経済新聞等、また私も説明を受けましたけれども、非常に不安というか、どうしたものかというようなことを感じるわけでありまして。なぜそのようなことがもっともっと早く分らなかったのか、そしてまた、もっと早く住民に説明会をしていただけなかったのかというのは残念でありますけれども、今日は皆様から県の説明をいただいて、その後、いろんな不安な材料の質問等をいただいて、有意義な今日の住民説明会にしたいと思っております。町民の不安を取り払うような方向性を県の方では見出し、そして私達に納得というか、理解をさせていただければなと思っております。

よろしくお願い申し上げます。今日はどうぞ、遅くの時間になるかと思っておりますけれども、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

- 司会 : どうもありがとうございます。
それでは、ここで県の職員を紹介させていただきます。
先ほどご挨拶を申し上げました環境生活部長の名古屋でございます。
県境再生対策室長の山田でございます。
田子町現地事務所の川嶋総括副参事でございます。
工事管理担当の桜庭副参事でございます。
環境再生計画担当の西谷総括主幹でございます。
同じく環境再生計画担当の原主幹でございます。
田子町現地事務所の畠山主査でございます。
次に、田子町さんの方から出席者のご紹介をお願いします。中澤参事さん、お願いします。
- 田子町 : 産廃不法投棄対策室長の中澤です。担当の古郡主査です。
- 司会 : ありがとうございます。
最後になりましたが、私は本日の説明会の進行役を務めさせていただきます環境再生調整監の山田でございます。よろしくをお願いします。
それでは、次第に従いまして説明に入らせていただきますが、皆様にお配りしている資料を確認いたします。
説明資料としましては、右上に資料と記載のある「県境産廃の推計量の見直しと対応について」これ1枚でございます。この資料につきまして、正面のスクリーンを使ってご説明いたします。
それでは説明に入りますが、説明に対するご質問、ご意見につきましては、説明が終わった後にお受けしますので、予めご了承いただきますようお願いいたします。
それでは説明をいたします。
- 県 : 説明を担当します西谷でございます。よろしくお願いいたします。
それでは最初に、廃棄物のこれまでの推計をしてきた経緯についてご説明します。
今の実施計画は平成16年1月に環境大臣の同意を得たものでございますけれども、これにおきましては高密度電気探査9測線、ボーリング調査15孔及び廃棄物と土壌の分析結果等から、不法投棄廃棄物量は67.1万 m^3 、当時は単位体積重量、比重ですが、1tと推計をして、67.1万tという推計をしてございました。
その後、20年2月の原状回復対策推進協議会におきまして、その前の年の平成19年度の撤去実績を踏まえ、残っている廃棄物の単位体積重量を1.5t/ m^3 に見直しました。その結果、廃棄物量の全体量は99.9万tということで推計をしたところでございます。
その後、先ほど部長挨拶にもございましたが、22年3月末までに53.6万t撤去して地山が確認されてきました。約15,000 m^2 の地山確認で得られた知見を踏まえまして、現段階の廃棄物の量、汚染土壌の量を推計した結果、総量は84.1万 m^3 、重量にしまして124.5万tと推計をされます。従いまして、現在の計画に対しまして17万 m^3 、重量にしまして24.6万tの増加が見込まれるところでございます。
その増加する廃棄物の中身ですけれども、当初、想定している線よりも下にあった廃棄物、これが約74%ございました。その内訳としましては、後ほどまた写真等をお示ししますが、つぼ掘りというものに埋まっているものが約38%、つぼ掘り以外で当初の想定したものより下にあったものが約36%ということでございます。その他、原因者である三栄化学工業が現場で施工したものですけれども、現場の覆土・盛土がございます、その中身には当初廃棄物は交じっていない、純粋な土だろうと思っておりましたが、掘ってみたところ、廃棄物が交じっているということが分かりまして、その量が約20%。その他、地山確認したエリアの土、元々の地山を化学的な分析をして汚染の度合いを調べました結果、土壌環境基準を超過したのも一部出て参りました。それらを合わせて推計しますと、汚染土壌は6.3%、トータルで17万 m^3 増加するという見込みになっております。
これはその増加する廃棄物をイメージ的に表した図でございます。この緑の線、太い線で

すけれども、これが当初、我々が調査の結果、この範囲中にゴミがあるだろうと見込んでおりましたが、地山まで掘り進めましたところ、つぼ掘りという、つぼ状に掘りこんだ所、あるいは当初の線よりもまだちょっと下にゴミがあったとか、この斜線の部分が調べた結果分かった汚染土壌、こういうものが見つかったと。こういうものの出現した割合を、他のエリア、まだ地山が見えていないエリアでも同じように見つかるのではないかという想定をして計算をした結果が今の結果でございます。プラス、上にあった覆土・盛土、この中にもこの下の方がゴミ交じりであったと。表面的には土のように見えていたのですが、掘ってみると下の方には廃棄物が交じって、分離できないようなものがあったと。それらをトータルしまして17万m³増えるということでございます。

これは、今、分かっているものを平面的に表したのですが、この赤いところ、これがもう既に地山が見えたエリア、この黄色いところが一番最近地山が見えたエリアで、小さく赤く線で囲んでいる、これがつぼ掘りということで見つかったもので、広いものでは約100m²、深いものでは約4mというものが、今までで68か所見つっております。

それらを踏まえまして、課題になりますけれども、増量に伴いまして、現行の特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法、これは特措法と呼んでおりますけれども、この期限内、これは平成24年度までの法律でございます。平成24年度までの期限内では、量が増えましたために全量撤去が困難となるほか、廃棄物の撤去の後に現場内に仮設道路とか選別場とか洗車場がございますけれども、それらも全て撤去をするという計画ですけれども、廃棄物が増えました関係で、それらの工事等についても実施する期間が物理的にないということになります。

そこで、県としましては、撤去計画を見直しするということになりましたけれども、平成24年度、現行特措法の期限内におきましては、規定予算の範囲、これが434億円という規模の予算ですけれども、その範囲内で可能な限り廃棄物を撤去する、まずゴミの撤去を最優先にする、残った廃棄物と汚染土壌並びに現場内の工作物、洗車場とか選別場、それらの撤去に要する事業費については今後、国に対して特措法の期間延長を要望し、その期間延長した枠組の中で国の財政支援を要望していくということにしたいと考えております。

その撤去量を表に表しますと、今現在は、22年度、今年度は22.3万t撤去して、来年度も22.3万t撤去して、最終年度は1.7万t撤去すれば99.9万t撤去完了するという予定でございましたが、量が増えましたために、23年度まで22.3万t撤去するんですけれども、平成24年度はその規定の予算の434億円、これを優先的に廃棄物の撤去に活用しまして、できるところまでというのはこの13.7万tまででございます。ここで予算が無くなってしまうわけですけれども、ここまででは111.9万tを撤去するということになります。

それでも、まだ12.6万tが残ります。これについては平成25年度で、1年間の中で撤去をし、さらに現場内の工作物も撤去していくということで、その経費については別途これから国に対して財政支援を要望していくということで考えておまして、トータル124.5万tを全量撤去するということでございます。

それらやるためには、事業費、暫定と書いておりますが496億円、当初は434億円ですから62億円の増。ここに暫定と書いておりますのは、廃棄物と汚染土壌等については平成25年度1年間で撤去をいたしますが、撤去完了後、水処理施設をしばらく動かすということを考えております。水処理施設をどの程度動かせばきれいになるのかということについては、ちょっとやってみないと分からないということもありますので、また、水処理施設の停止条件については原状回復対策推進協議会で議論をしていくということにしておりますので、今回、この事業費を積算するにあたりましては稼働期間を5年間というふうに仮置きをして、その場合の事業費ということで496億円ということになっております。ゴミの撤去後に、撤去してしまえば出てくる水がきれいになるということであれば、期間はさらに短くなりまして、これは減ることになるかもしれません。それについては今後、原状回復対策推進協議会の場で水処理の停止条件について検討をしていきたいと考えております。

県としての対応方針ですけれども、先ほどの繰り返しになりますけれども、「廃棄物等は全量撤去を基本とする」という原状回復方針、これを堅持しまして、引き続き安全かつ着実に、不法投棄された産業廃棄物による支障の除去に取り組み、増加する事業費については国に対

して特措法の期間延長と、その枠組の中での財政支援を要望していきたいということでございます。

それでは次に、現場をご覧になっていない方も中にはいらっしゃるかもしれませんが、これまでの地山の確認の状況について、写真をご覧になっていただきたいと思っております。

これが第1回の地山確認で確認されたつぼ掘りという、元々の地山を更にこういうふうに重機で掘り込んでいると、この中にゴミが埋められていたという状況でございます。

これは第2回の地山で、かなり掘り込んでいる状況が見られます。

これは南側の牧草地ですけれども、この牧草地からこちら側に向かっていくのですが、なだらかな傾斜の沢地形を利用して不法投棄されたものであろうというふうに当初考えておりましたが、掘ってみますと、このように元々の地山を下に掘り込んだ形で投棄しているということが分かって参りました。これも、なだらかな斜面を形成していたと思われたものが、掘り込んでゴミが投棄されていたということが分かりました。

これは盛土ですけれども、表面は土ですが、掘ってみますと中に廃棄物が混じっているという状況が分かって参りました。

これも盛土に廃棄物が混じっている状況でございます。

これも同様です。

これは3回目の地山確認の結果で、つぼ掘りが多数存在している状況でございます。

これも3回目の地山の状況でございます。

これも同様でございます。

これは直近の第4回の地山の確認の状況で、かなりつぼ掘りが多いという状況が見受けられるかと思っております。

これも第4回の地山の状況でございます。こういうふうなつぼ掘りと、あと覆土・盛土に廃棄物が混じっていた、あるいは敷地境界から下に掘り下げられていたという状況等を踏まえて推計した結果が、今回の17万 m^3 の増加という現段階での推計値ということでございます。

私からの報告は以上です。

司会 : 説明の方はこれで終わりますけれども、この後、皆さんの方からご質問、ご意見をいただきますけれども、その前に田子町さんの方から事前に4つご質問をいただいておりますので、まずそれについて県の方から回答させていただきます。

県 : それでは私の方から、事前に田子町さんの方からいただいたご質問4点、それに対する回答ということでお話を申し上げたいと思っております。

まず第1点は、底、ゴミの底ですね、想定線が前回とは別となったことで推計量が増えるのか、またはつぼ掘りが多いことで推計量が増えるのか。

それから第2点、増加分の廃棄物と汚染土壌の割合はどの程度か。

この2点につきましてご説明をいたします。

廃棄物の掘削によって地山が露出したことにより、初めて得られた知見を基に現存する廃棄物等を再推計してございます。その結果、当初の想定線、その廃棄物の最下面といたしますが、底といたしますが、その想定線よりも下に廃棄物が存在したことによる増加量が12.56万 m^3 、全体の74%ほどでございます。さらに、その内訳としてつぼ掘りとつぼ掘り以外ですけれども、つぼ掘りが6.46万 m^3 、38%、それからつぼ掘り以外が6.1万 m^3 、36%、2つ合わせて先ほど申し上げた74%。

それから、当初、撤去の対象外としていた覆土・盛土にも廃棄物が混入しているものがあったことによる増加量が3.38万 m^3 で、これが全体の20%ほどでございます。

それから、実施計画では数量を見込んでいなかった、カウントしていなかった汚染土壌の量を推計したことによる増加量が1.07万 m^3 、全体の6%。以上、合計で17.01万 m^3 になります。

それから、第2点でございます。撤去計画の24年度が13.7万t撤去するというようにしている根拠は何かと、その前年度同様に22.3万t撤去できないのかというご質問でございます。

これは特別措置法に基づいて、国の財政支援を受けた規定予算の範囲内で撤去を最優先に進めていった場合、平成 24 年度までの撤去可能量は 111.9 万 t と見込まれるところでございます。そこで平成 22、23 年度の撤去量が 22.3 万 t で推移した場合、最後、平成 24 年度の撤去見込量は 13.7 万 t ということになります。

次に、第 4 点、実施計画の変更予定はあるのかというご質問でございます。これにつきましては、今後、国に対して特別措置法の期間延長と、その枠組の中での財政支援を要望していくこととしており、実施計画の変更についてはその過程において今後検討して参ります。

以上でございます。

： 以上で説明を終わります。皆様からのご質問、ご意見を承りたいと思います。発言される方は挙手していただき、最初にお名前をお知らせいただきますようお願いいたします。また、マイクをお持ちしますので、マイクを使ってご発言くださるようお願いいたします。

住民 : 澤口といたします。

まず、第 1 にお聞きしたいのは、この増加が見込まれるというか、はっきりしたのはいつ頃のことなんですか。この前の県の協議会に私も出席をしていたのですが、その時はそういう話は一切出ませんでしたので。まずそれが 1 つと、あともう 1 点は、今現在で想定線以下の増量が認められるということですが、これからまだ地山が出ていないところもかなりあるでしょうから、その量のことは推計に入っているのでしょうか。

司会 : ただ今のご質問は 2 点ですが、増量が見込まれた時期はいつなのかということと、まだ地山が見えていないところの想定線より下、これについてはどうみているのかと。この 2 点だと思えますけれども、この 2 点について県の方からお答えします。

県 : それでは今のご質問、増量が分かったのはいつかということでございます。地山確認につきましては、第 1 回目が昨年の 6 月 20 日でございます。それから第 2 回目が 9 月 28 日、第 3 回が本年 4 月 30 日に実施したところです。この 3 回の調査を通じまして、つぼ掘りや敷地境界付近の掘り下げ等による廃棄物の増加が懸念されたと。懸念されたために、現時点での廃棄物等の総量を推計することにしてございます。さらに汚染土壌の量を推計するための土壌深度方向調査を実施した結果が 6 月下旬に判明いたしました。これまでの知見を基に廃棄物の総量、それから汚染土壌、覆土・盛土の量の推計と増量に伴う暫定事業費の積算を行って、その結果が出たのが 7 月下旬でございます。

それと、もう 1 つ、数字的に分かったというのは 7 月下旬でございますけれども、懸念されたのがいつかとなりますと時期はもう少し遡りまして、県境産廃撤去量は平成 22 年 3 月で全体量の 5 割を超えております。それから地山が露出する状況に至ったと。これを機に、平成 22 年 3 月下旬、今年の 3 月下旬に廃棄物の測量成果に基づいて大まかに残量の再推計を行いました。その結果、当初見込んだ廃棄物量を上回る可能性があるという認識になってございます。

その後、平成 22 年度、今年度に入りまして 4 月 30 日に行った 3 回目の地山確認においては、前年度に行った地山確認を上回るつぼ掘りが確認をされてございます。このため、全体の廃棄物量が当初計画量よりも大幅に増加する可能性が高いという認識に至っておりまして、そこで精査の作業を進めてきたものでございます。そして結果が分かったのが 7 月下旬ということになります。

それから 2 点目のご質問でございますけれども、まだ地山が確認されていないエリアについては、今回の想定線より下のような状況も見込んでいるのかということでございますけれども、今後、地山が出てくる部分、まだ地山が出てきていない部分についてもこれまでの地山が出てきた部分と同様につぼ掘り、あるいは想定線下、切り下げなどがあるものとして推計をしたところでございます。

以上です。

- 司会 : 以上、2点についてお答えしましたけれども、よろしいでしょうか。
- 住民 : 今の説明で時期的なもの、それから今後の地山の量のことも推定に入っているというのは分かりましたけれども、これは、蒸し返しになりますけれども、当初からやってみないとどうなるか分からないよと我々は言っていたわけですし、そのことは県の方で今さらジタバタと国にこれから要請をするというか、念頭に無かったんですか。
私だったら当然そのことも念頭において国と当初からそういう話し合いをするべきだと思っただけですけどもね。その点、どうでしょう。
- 司会 : 今のご質問は、当初からそういうことを想定して念頭において国の方との交渉をすべきではなかったのではないかというご質問。
- 県 : これは、当初、推計をした量というのは、これはあくまでも推計量ということで、その増減の可能性というものは当初からあったという具合に考えております。ただ、国の財政支援を求めるためには、事業費を確定した上で実施計画書について同意を得るという必要があったものですから、それと現場は、ご存知のように馬淵川の上流域です。その馬淵川というのは生活用水、農業用水に活用される水系でございますので、その環境保全というものを第1の基本方針として、まず汚染拡散防止をする、かつ早急にそれを実施しなければならない、そういった状況の下で当初の推計というものをしたわけでございます。
それと、先ほど来申し上げておりますように、今回、地山が出てきたことによってゴミが増加するという新しい事実が出てきたわけでございます。その新しい事実に基づいて今回再推計をしたというような事情でございます。
- 司会 : それでは、お待たせしました、宇藤さん。
- 住民 : 今日は住民説明会、ありがとうございます。7月24日の原状回復協議会に参加している者として発言させていただきたいと思っております。
実は、そういう増量があった場合にはどのようにしますかという質問をさせていただきましたが、その時の質問に対する回答は、そういう可能性があるとか、そういう懸念があるとか、そういう言葉を一切出さない説明だったと思っております。その点で、県の方の説明の仕方がちょっと今と食い違っているような気がするのですが、そこら辺、いかがでございましょうか。
- 県 : 7月24日の推進協議会の席というものがございました。その際に、廃棄物の量が増加するという懸念に対しまして、私の方から、その可能性は否定できないというようなことで申し上げたと思っております。
それと、先ほども申し上げましたけれども、7月24日の協議会の時点では廃棄物等の量が増加する懸念は承知してございましたが、増加する廃棄物等を含めた撤去に要する事業費、これについてはまだ積算途上でございました。
それから、廃棄物等の撤去を平成25年度まで延長するという撤去計画の見直し方針がまだ決定されていなかったということで、県としてその対応方針が不確定な状況において廃棄物が増加する可能性のみを報告するのはいかがかという具合に判断をしたものでございます。
- 司会 : 以上ですけども、よろしいですか。
どうぞ。
- 住民 : 中村です。どうもご苦労様です。
先ほどから、環境部長さんの挨拶、さらには担当官の説明をお聞きしておりますと、何でもなしのような淡々とした、サラリとした説明をされたというふうに、私の聞き方が悪いのかもしれませんが、そのように受け取らせていただきました。

この25%強の増加というものは、そう簡単にサラサラと言っただけのような数字ではないのではないかというのが、実は私の考え方であります。やはり4分の1を超える量というのは、例えば10tとか15t出てきたというものは訳が違うのではないかと。もっと、やっぱり深刻に県は受け止めてしかるべきではないかと。しかも62億円という支出の増が見込まれるという話になってきますとですよ、淡々と語るような数字ではないのではないかと。少なくとも田子町民はショッキングな知らせでありましたし、もっと、やっぱり県が真剣にこの問題について取り組む姿勢みたいなものを前面に出していただいて、そして説明していただきたいというのが田子町民としての要望であります。

既にご案内のように、平成15年7月に三村知事さんが田子町にお出でになりまして、町民に対して謝罪をするとともに、67.1万㎡の産廃を全量撤去するという、そういうことを断言してくれたわけですね。

今回、途中99.9万tという増加、これは単純に重量の換算率が変わったということで受け止めていいわけですがけれども、今回の24.6万tの増量をトータルで見ますと124.5万tということになって、当初の物量から比べますと85%、85.5%ぐらいの増加になると。これは私ども町民としては、やはり知事さんがお出でいただいて、知事さんが都合が悪ければ副知事さんでもお出でいただいて説明をいただきたいかったかと、そのように考えております。それほど重要な問題だという認識でいるということであります。

このことについてご意見があればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

司会 : ただ今、中村さんの方から、この増量についてもっと県としても深刻に受け止めていただきたいという要望がありましたけれども。

県 : はい、説明があまりにも淡々としすぎているということで、もう少し真剣に受け止めるべきであるというご要望とお聞きしましたけれども。我々としましても62億円の事業費の増というのは非常に大きな問題というふうに考えてございまして、増量が判明するまでの、懸念が出てから判明するまでの間、非常に慎重に作業を進めてまいりました。これに対する財政支援についても、今後、国に対して積極的に要望をして参るということと考えております。当初の想定できなかった理由ということにつきましても、先ほど来説明をしておりますけれども、やはり巧妙に隠蔽されていたということがございまして、ゴミを掘って、底を出してみても初めて分かるような事態ということもございまして、その辺につきましても、結果として県の推計というのが今回見直しをせざるを得ない状況にはなったわけでございますけれども、その辺のご事情はどうかご理解願いたいと考えてございます。

三村知事がというお話もございましたけれども、この件につきましては直ちに2役、知事、副知事に報告しながら、公表につきましては知事の方から8月にさせていただいたこととございます。この件につきましてもしっかりと全量撤去に向けて、これまで以上に慎重に進めるようにというような指示もいただいて、我々一同、気を引き締めて取り組んでいるところでございますので、どうかご理解願えればというふうに考えております。

司会 : よろしいでしょうか。

住民 : 別に環境部長さんが役不足だとか、そういうことを言っているのではありません。私どもは、知事さんがお出でになって67.1万㎡のものを全量撤去をするという、そういう言質という言葉が適当ではないかもしれませんが、そういう言葉をいただいたので納得をしたという経緯があるわけですね。これが25%も増量になってきたものを、何か、当然というふうに受け取られかねないような淡々とした説明をされると、えらく軽く理解をしているのかなという話になるわけでありまして、是非そのことはご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

司会 : それでは、他にどうぞ。女性の方。

- 住民 : 山本と申します。暑いところ、ご苦労様です。
増えたという産廃の中身は、具体的に言えばどのようなものでしょうか。汚染土壌とか覆土以外に、こういうものが入っていると、推定でもいいですので具体的な産廃の中身をお知らせ下さい。
- 県 : 今回増量になる廃棄物の中身ということでございますけれども、これは、これまでも不法投棄現場から出てきている廃棄物、堆肥様物と、堆肥をまねたゴミ、パークとかが交じっているやつ、それから焼却灰、中間処理場の燃え殻です。それからRDF様物、これはゴミを固めた固形燃料があるんですが、その固形燃料を真似て作った、RDFのようであってRDFではないゴミですね。それから汚泥。これがこの現場から出てくる典型的なゴミでございます。そういったゴミが今回、つぼ掘りでありますとか想定線の下から出てきていると。
それと、ちょっと特徴的なものもありまして、コンクリートの塊、コンクリート塊というものもいくつか出てきております。それは上層部からも出てきましたけれども、今回、3回目の地山確認で出てきたつぼの中に、割合と整然と捨てられていたそういったコンクリートの塊などがございました。
- 司会 : どうぞ。
- 住民 : 何度か現場に行ってみ学をして確認をしていますけれども、今の増量した分はかなり年代の古いものではないでしょうかと思いますけれども、どうなんでしょう。捨てられた年代が、下の方、確認できない部分は古い年代じゃないかと思いますけれども、いかがなものでしょうか。
- 県 : これはゴミの一番下の部分でございます。それと地山に穴を開けているわけですから、まだそこにゴミが無い時代に穴を掘って、そこにゴミを捨てたということからいけば、投棄の時期としては不法投棄の初期に属するものだと思います。それが具体的にいつ頃というところまで、なかなか特定できる証拠物なり、そういうものがございませんけれども、不法投棄の初期の段階に捨てられたゴミだろうという具合に考えています。
- 司会 : よろしいですか。
では、畠山さん。
- 住民 : 大変ご苦労様でございます。ゴミ問題、10年間、県と一緒に勉強をしています畠山でございます。
1番ですけれども、この実施計画、高度電気探査と、そういうことで前の室長とも話をしておりました。その時は、これは最新の技術、最新の調査方法だと、そういうことで量的にも絶対間違いはないんだと、そういうことでまずこの費用ですが、当時3億円かかっています。これは、間違っていたら直して下さい、これは前の時、比重を1.0から1.5にすると、そういう時、私が質問したことに対して答えております。まず3億円をかけているんだと。こんなに3億円もかけていて、つぼ掘りにしたところが見つからなかったとか、深いところは分からなかったと。こういうことはちょっとおかしいのではないかなと。まずこの調査会社が本当に信用できる調査会社なのか、逆に言えば、私から言えば調査をして県からこの費用を取っているのだから、この調査会社に対する責任はあるんじゃないかと。こんなデタラメな計算だったら誰でもできると思いますよ。デタラメという言葉が悪いんですけども。
それから、つぼ掘りとか何とか変わったと言っていますが、私は現地の事務所を通じて何回も、埋め方が底から、あの人はボツボツと掘って埋めてきているんだと、そういうふうな情報を聞いて、現地事務所を通じて何回も言っております。前の室長というか所長からも聞いて下さい。そして現在も言っていることは、建物を建てた下に対してもドラム缶かなんかも一杯埋めていると。そういうふうな情報も入っております。私達が一生懸命言っているのを無視してやった結果こういうふうになっていると思いますが、もっと謙虚に町民の意見を

聞いて、その当時の情報を教えてくれる人もありますので、しっかり当時の人達からも情報を聞けばこんなこともなかったと思います。つぼ掘りにしよう何にしよう調査をしたんですから、私から言えば言訳に過ぎないと。まずこの調査会社に対して、どういう調査をしたのか、おかしいじゃないかなと、まずそう思います。

それから、この1.5というの、前から何回も言っているのを、1.0ではおかしいんじゃないかと我々が何回も言っております。その時、県は、絶対1.0でいいんだと、間違いないと、こういうことを言わずときました。やってみたところ、今度は1.5に直さなければならぬと。今回で2回ですよ、大きな失敗は。まず、その辺は失敗をしたのを責めるわけにはいきません。これからどうするかということです、まず今の8月の概算要求に対して、国がこれを概算要求を県がしているのか。あとは、これからは政治家の仕事だと思いますよ。国も銭がないんだから、簡単に62億円かかりますから62億円うちの特措法の延長をお願いしますって、簡単にできないと思いますよ。知事、どういうふうに考えていましたか、この62億円。1年分でもらえると考えて出しているのか。何年かかかってもらうのか。その辺からまず聞きます。

司会 : ただ今、4点質問があったと思います。1つは、前回の説明会の時に調査費3億円掛けていたという説明があったけれども、それだけかけて今回のつぼ掘りなどが見つからなかったというのはおかしいんじゃないかという御質問。それから、これまでも畠山さんの方からは、つぼ掘りとか、そういう情報を何回も伝えてきたけれども、それが無視されたのではないかと。だから、こういうようなことで説明会をやったということ、それから今回の増量に伴う金額の増、これについて国の方では概算要求、概算要求は23年度の概算要求ということですね、概算要求に出しているのかと。それから62億円増えるけれども、これをどういう形で国の方から支援してもらうのだと。1年で支援してもらうのか、何年かかけて支援をしてもらうのかと。

この4点でよろしいですか。

県の方から1つずつお答えします。

県 : 4点のご質問ということで、最初に、量を推計した際の調査にかかった調査費、これは3億円ということで私どもの方からお答えをしたということでございますけれども、今、改めて当時の資料を見まして計算をいたしますと、8300万円ぐらいなんです。その内訳としては、汚染実態調査、これは平成12年度にやった調査が3200万円、それから汚染実態詳細調査というのが平成13年に3500万円余、それから高密度電気探査というものが1500万円余、合わせて8300万円余という具合に計算されています。

それから2点目、つぼ掘りの情報をお伝えしたけれども、それには耳を貸さなかったという事実があるのであれば、これは私どもはその点、反省をいたしまして、いろいろ情報を謙虚の気持ちでこれからもいただきたいと思っております。

それから、金額が増えるのは平成23年度、来年度からなのかということでございますけれども、これは先ほどもご説明したとおり、平成24年度までは規定の総事業費434億円で、できるだけゴミの撤去を最優先にして進めると。そして足りない分については平成25年度以降に財政支援を含めて措置できればという具合に考えてございます。その中で、何といたっても一番費用がかかるのはゴミの撤去でございます。その分が平成25年度を予定しておりますので、平成25年度の予算に向けて国に対する要望をしっかりと対応していきたいという具合に考えております。

それから、62億円、生半可な数字ではない、おっしゃるとおりでございます。しかも、これは国の財政支援が仮にあるとしても、全部財政支援をしていただくわけではないです。県の負担額というの当然出てきます。

ということで、県としては是非とも国の財政支援を受けることができるように、これから要望活動をしっかりとしていきたいという具合に考えています。

司会 : はい、どうぞ。

住民 : 私、さっき3億円と言ったのは、重量が変更になった時の説明ですよ。何でそんなにかかったのかという質問をしたら、あなた達の最高の上司が私に対して後で返答をよこすと言いました。その手紙もあなた達の事務所を通じてやったはずですよ。見ていませんか。私が適当にしゃべったのではない。その時の説明をもとにして私がそういう話をしたら、そうしたら、後でそういうふうな回答を得たからしゃべっている話であって。まずそういうふうなものが1つです。

それから、62億円の特措法が延長になっても40%県の持ち出しということになれば、25億円、25億円が県の持ち出しですよ。国がだから6割出しての話であって、政府にも金が無いから出せないと言った場合は、金額が間違ったりして約束をしておりますので、県の62億円の持ち出しになります。絶対特措法が延長できるという見通しはありますか。また、特措法の延長をお願いしているのは青森県だけですか。その辺、お願いします。

司会 : ご質問、最初の方の3億円の話はもう一度ご質問ということでしょうか。

進行役の私がお答えをするのはちょっとあれなんですけれども、その3億円の話は、私も前回の議事録で確認しましたけれども、そういう3億円という言葉は出ていますが、ちょっと行き違いがあったと思います。

3億円というのは、先ほど室長から説明がありました汚染実態調査、追加の汚染実態調査、それから電探、これの他にモニタリング調査とか、水質とか現場のモニタリング調査、その他に事業者、原因者が行ったいろんな工事がああります。ああいうものを含めて12年、13年、14年で3億円ちょっと使っています。そういう意味でした。

住民 : 分かりましたけれども、まず総額でそれぐらいかかっているんだと。高密度電気探査をやっているんだと。それでもこんな誤差が出るということは、まず私から言えば、本当にこの調査というのを信用していいのかどうか、初めてこういうものが、言っていることと現実が違えば、初めて間違っただと。全ての調査会社が調査をしたのを私達はそのとおりですと、そういうふうにしかなれない状態なんですね。何回も変更、変更ということは。その当時、変更の可能性もあると言っていればまだいいものを、絶対間違いないということを通してきたんですよ。これは比重の件においても、1.0というのはおかしいと何回も県との話し合いの中で意見を出して、そして意見が通らないから止めた委員もあります。それが止めてすぐ、1年くらいなったらこういう変更を、1.5という比重の変更をしてきたと。

そういうことですので、間違いは誰でもあると思いますが、責めるのではなくて、前向きにどうすればいいかと。残してしまっただけから、62億円をまず、あなた達がやるんだから一生懸命計画を立てて出すけれど、後はこの特措法の延長とかというのは知事の仕事だ。知事がどういう考えなのか、また田子の町長、議会と、県議会と一緒にあって、まず特措法の延長。その特措法の延長が可能性があるのかないのか、それをまず最後にお聞きします。

司会 : それでは県の方からお答えします。

県 : まず特措法延長の可能性あるのかどうかということをございますけれども、私ども承知をしておりますのは、全国の不法投棄事案の中でまだ支障除去が行われていない事案がいくつかあるという具合に承知をしております。そういった状況を踏まえれば、特措法が延長される可能性というのはあるという具合に考えております。

それから、他の県で要望をしているのかどうかということにつきましては、実は私どもも今後要望をしていくわけでございますけれども、私ども以外の県で要望している県があるとは聞いてないです。今のところ、延長要望をしている県があるという話は聞いてないです。

それから、62億円、これは国の支援が無ければ全部県の負担ということになるというようなお話ですけども、私どもとしては期限の延長をしていただくように要望をして、62億円について国の財政支援を受けられないということにならないように、しっかりと対応していきたいと思っております。

司会 : よろしいでしょうか。
他にどなたか。どうぞ。

住民 : 山本と申します。県の皆さん、今日はお疲れ様でございます。
県の仕事は大変難しい仕事、いろんな立場の中で非常にやりにくい仕事
<テープ B面>

・・・様々な情報を手に入れる一番の早道は何かということ、やっぱり新聞なんですよ。これが田子町にまず連絡があったのではなくて、いつも新聞からしか我々は分からない。

そうしますと、地元は田子町さんだけじゃないよと、馬淵川流域がそうだというふうに県の方では認定をして以来、田子町には足があまり向かなくなったのではないのか、これをいつも心配しておりました。

こんなふうな考え方、いろんな現象面を見てみますと、決めるのは我々が決めるから、田子町さん、意見だけは言ってもいいけれども聞くかどうかは分からないよと、ずっと言われ続けてきたんです。これが非常に、今、田子町の、これを見てもあまり参加者が多くない、もっともっと本当は皆が興味をもって欲しいし、今、頑張っているのであれば適正に評価していただきたい。ところが、そういうふうなものはなかなかされないというのは残念なことだと思っております。やはり、まあ難しい、難しいと言えども、田子町の町民がもう少し安心できるように、もう少し先がきちんと共有できるように、情報の提供がいただければなあと思うばかりです。

今後、環境再生の方が事業として残っております。実際には1年延びるわけですので、そこに手を付くのがさらに延びると。我々が描いている環境再生、終結するところはどこのかとなってくると先に延びてしまった。こんな残念な思いを本当に払拭していただけるような、できれば田子町の様々なところで情報を早めに出していただくとか、難しい立場はよく分かりますけれども、やはりその辺の町民感情も本当はなるべく理解した上で情報もいただければありがたいなと思えます。プレスとかいろんなところが入らないようにしてでも、やるのであればやっていただきたい。これはやはりいろんなところで情報が先に走ってしまうので出さないということはよく分かりますけれども、ただ、いつもいつも後になってしまって、田子町の皆さんの方ができれば、見ていれば最後に情報が回ってくるのではないかと考えるような形では、ちょっとうまくないのかなと。

それから、先ほど宇藤さんの方からもありましたが、県の協議会の方で話が出ない。これは心外なんですね。我々の方で出なくても、県の協議会の方では先にいち早く情報を流していただくということが最初だと思っておりますが、そこでも出ないとなると、一体誰が一番よく知っていて、誰が一番その辺のことが解決に向けて歩んでいるのかというのが分からなくなってしまう。出せない事情も分からないわけではないですが、なるべく適時に町民感情とそれから意思の最高決定機関であればその協議会である程度の情報というのが語られなければ、一体これは県の皆さんのところだけで、懐だけで動いてしまっているのではないのかという残念な、勘ぐってしまいます。一生懸命やっているのにですね。ですから、そのところを今後、もう少しきちんと、協力と信頼ということで田子町も県と一緒にやっていくというふうに宣言して今、これを動いておりますので、そのところを是非慮っていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

司会 : ただ今、山本さんの方から、町民の皆様の感情も考慮して、こういう情報はいち早く田子町さんの方に伝えて欲しいというお話と、また県の協議会でも情報が出なかったと。やっぱり協議会の中でもある程度情報を語るべきだと。そういうご要望とかお話がありましたけれども、これについて県の方から。

県 : 今、ご意見をいただきました。町民の感情や意見をどうも県は尊重していないというような受け止め方があり、情報の提供についても新聞よりも後になるということで、そういった受け止め方がされているということにつきましては私どもの不徳の致すところでございます。これからは、町民の意見にも耳を傾け、感情も尊重をし、そして情報についても、これは可

能な限り早く提供をするようにしていきたいという具合に考えています。
ご協力をよろしくお願いします。

司会 : よろしいでしょうか。
どうぞ、山本さん。

住民 : 増量した分は、かなり以前の廃棄されたものだと思いますけれども、現場で働く方々の、この暑い中、健康管理もいかなものだと思いますけれども、最初に大きいニュースになった千葉県の昭和 62～63 年の頃の、千葉県からの大量のゴミが来たという、もしその頃の廃棄物が埋まっっていて、残っているのなら、有害物質であるダイオキシンとかも健康に害するものが残っていないとは限らないと思います。現場に働く人達の健康管理と、そして特別措置法に関する財源として国と県と、都会から大量のゴミが来たわけですから、特別措置法の中にも都会の産廃業者の方々にもそこら辺を理解してくれる仕組みを作ってくれることをお願いします。
以上です。

司会 : 今、現場で作業をする方の健康の問題ということと、それに関連して当時の、平成元年ですね、千葉市のゴミですね、これがもし残っているのであればダイオキシン等が入っているのではないかという話でしたけれども。

私からお答えをすると、千葉市のあの時のゴミは全て撤去しております。ただ、他の元々入っている現場のゴミによる健康管理、その問題と、財源に関連してゴミが都会から来ているわけだけでも、その都会の処理業者と言いますか、それから排出事業者の責任と言いますか、その辺の仕組みも特措法で仕組みが作られるようにしてもらえればなという御要望ということでもよろしいですか。

今の 2 点について。現場の作業の健康管理ですね。

県 : 現場の作業員の健康に影響が出るということになると、これは大変なことです。そこで、県では現場の環境について常時分析をして現場の作業員に対して健康には影響が無いことを確認しているところです。

司会 : 財源に関連して都会の産廃業者とか。

県 : 今の法律上、排出事業者と言っておりますけれども、ゴミを出す事業者です、たくさんいらっしゃいます。そういった方が法律に違反して不法投棄につながったという場合は、その責任を追及できるというような作りになっています。ところが、そもそもゴミを出した方が不法投棄になるということを知らずに出したという場合は、なかなか責任の追及というのは難しい。そういった法律の作りになっています。

そこで、県ではこれまでゴミの排出事業者の皆さんから行政処分なり、あるいは調査過程で自主的に費用を負担していただいたりということをしていただいていますけれども、金額的にはこれまで約 4 億円が県の収入になっていますけれども、4 億円というお金もただのお金ではないですが、全体事業費が現在のところ 434 億円については 1% というようなことに留まっている状況です。

これでよろしいですか。

司会 : よろしいですか。
では、そちらの男性の方。

住民 : 私は田子町で農業を営んでいる 72 歳の男性で坂下と申します。
実は、私もこの県境対策室が発足してから、もう既に 7 年ほど経っているはずだと思っておりますが、それに間違いのないと思いますが、今まで畠山さんとか山本さんが申しましたが、

当初の 67.1 万 t ですよ、それから単位体積の重量の変化によって 99.9 万 t、今回はつぼ掘りのあれでトータルで 124.5 万 t と、実に 54.7 万 t の増加なわけですよ。非常に見通しの甘かった計画だったなと、つくづく感じます。

それで、当初、私達農業者は、いわゆる風評被害を一番心配したわけですよ。ですから、本音としては、あまり騒がないでそっとしておいてもらいたいというような声が大分ありました。それでは、もちろんいいはずはありませんので、当然全量撤去というふうにもっていったらもらわなければいけないわけですが、この事業が始まって遂行されてから 1 つもいいニュースが無いわけです。ゴミの量は増える、それからエリア内にはいわゆるダイオキシンとか鉛が基準値を超えているとか、そういう報道がされているんですね。こういうのは非常に、積みり積もって、いわゆる風評被害になることが非常に心配です。

今年は異常天候で、うちの方の基幹作物であるタバコが非常に打撃を受けました。それは、いわゆる立ち枯れ病。まず冗談な話ですけれども、これは県境の産廃から風で来たんだと、こういう話。これが、いわゆる冗談ではなく本当になれば大変な問題です。いわゆる田子町はニンニクの主産地としてやっているわけですが、ニンニクも様々センチュウとか汚染されているんですけれども、それもいわゆるその産廃に結び付けられると非常に私達農家は困ります。そういう意味では、まだまだこれから増量する可能性があるかもしれないと不安もっています。ですから、正確な、いわゆる全量撤去を終了する時期を速やかに県知事なり副知事さんが来てはつきりと申し上げていただきたいし、そして、いわゆるもう既に終盤に近い、再来年で本来ならば撤去すべき計画でした。そうすると、いわゆる環境再生の問題が出てくる。その環境再生の話の計画も対策室では、いわゆる全国から提言を受けて出発をしているはず。その中に、いわゆる森林域の整備というのも含まれていたはずだと思っていました。

そういう意味で、この全量撤去がまだ 25 年度、26 年度にいくようであってから環境再生に取り組むのでは遅いと。来春からでも、いわゆる植林なり装置なりを整備して明るい話題を提供していただきたいと。そうすることによって私達農業者も、あの産廃の現場が良くなってきたんだなという明るい見通しが立つ。そういう要望を申し上げ、もしこの問題についてお考えがありましたら一つお聞かせ願いたいと、こう思います。

司会 : ただ今のご質問というかご要望は 2 点ということで、1 点は全量撤去の時期について、知事なり副知事が来て明確に伝えて欲しい、言って欲しいというご要望。それからもう 1 つは、環境再生に関連して、森林整備ということで、全量撤去が終了してからでは森林整備では遅いと。もう来春からでも植樹なりをして、明るい話題を提供して欲しいと。こういう 2 点のご要望ということでよろしいですか。

県 : 今回、ゴミの量が増えますけれども、全量撤去については平成 25 年度をもって終了するという具合に考えています。それと、環境再生でございますけれども、環境再生の中に植樹による森林域の創出と、元々の原状を回復するような森林域を創するという一項目がございます。それで、それについてはできるだけ早い時期に、来年度からでもと、明るい話題を提供して欲しいというご要望でしたけれども、これは実は現場のゴミが全量撤去されても地下水の汚染という問題が残ります。その地下水については水処理施設というものを稼動して綺麗にしないでいけないという、綺麗にしないでいけない地下水というものがあまり増えますと、水処理施設の処理可能量を超える恐れがあるということから、ゴミが無くなってから地下水が綺麗になるまで、現場に雨がしみこまないようにしておく必要があるという事情がございます。

そうしますと、遮水シートで覆うわけですけれども、その遮水シートがあるうちはなかなか本格的な植樹というのは難しいだろうと。それがいつ頃になればできるのかというのは、まだなかなか見通しを持っておりませんが、本格的な植樹についてはやはりちょっと時間がかかる。

ただし、今年度から現場の一部を使って試験植樹というものを実施して参ります。これは来年度以降も継続して実施をすることになると考えておりますので、本格植樹ではないです

けれども、現場に木を植えるという作業を試験として実施をしていく予定にしております。

司会 : よろしいでしょうか。

住民 : 私が言ったのは、エリア内を全部森林にして再生をなささいという意味ではございません。部分的でもいいですからやっていただきたいということを申し上げているわけです。全量撤去して、それから、いわゆる遮水シートを敷いてやっているうちは、とても我々が生きているうちには森になるわけがない。これだったら困ります。墓所に持っていきたくないの。速やかにできるところからやっていただきたい。

量が増えると、25年度までにやりますと、終わりますと今申してくれましたけれども、まだつぼ掘りの箇所が増えたら、また増える可能性、これを心配している。これを、私が当初申し上げたのはそれなんです。事務的に、ここにピチピチと今まで聞いてきたのは全部覆っているんでしょう。その辺を心配しているので、もっと正確に精査をして、間違いなく25年度で終われるのだったらそれなりの数字になっていると、こういうことでございますので、事務的なお答えはあまり期待していない。心のあるご返答をいただきたいと、こう思います。

司会 : よろしいですか。なかなかお答えしづらい点もありますけれども。特に、先ほど室長も言いましたけれども、今年の秋から、10月からでも試験的には植樹はしていくと。また来年の春、来年の秋と試験的にできる部分からやっていきたいということをお答えしました。

それから全量撤去の時期については25年度ということで、先ほどお答えしましたけれども、できるところから試験植樹という形でやっていきたいということです。

他に。

中村さん。

住民 : 確認をします。今までの県の説明をお聞きしておりまして、延長の期間が1年、そして62億円については責任を持つと、そして産業廃棄物はもうこれ以上増えないと。この3点、そのように明言したというふうに受け取っていいですね。

司会 : ただ今、中村さんの方から、延長は1年、それから62億円は責任を持って、それからもうこれ以上産廃は増えないと、この3点について確約したととっていいかというお話でした。

県 : 明言というか、確かにはっきりは言っているわけではありますが、ただこれは今後国に対して今の特別措置法、現行の特別措置法の延長をお願いし、その枠組の中で財政支援を、今と同じような財政支援を要望していきたいということでございまして、今後、そういった方向で積極的に動いて参りますということを申し上げたわけございまして、62億円の責任という意味がどういう趣旨なのかというのがちょっと分かりかねるので、直ささせていただければ、増えた事業費については国の財政支援を今までと同じように得ながらしっかりと全量撤去を県としてやっていきたいということでございます。

延長の1年につきましては、先ほど推計量の回答でも申し上げたわけでございますが、現在分かっている地山の確認を経て得た知見、その他の知見を踏まえて再推計した結果の推計でございます。ゴミの推計でございますので、間違いのないというようなことは、やはり推計でございますので、推計条件というのがありますので、その条件に基づいたものとして出しております。

我々としては、だから次の計画変更、新たに延長されることとなる特措法の中で修正する計画としては、その中でやれるという見込みのもとに計画を作って責任をもって全量撤去をしていきたいというふうに考えているということでございます。

従って、ちょっとニュアンスは違うかもしれませんが、そういう意味合いとして受け止めていただければと思います。

住民 : 分かりづらいんだよね。例えば、国からの支援が無くても62億円はやるんだと、そういう

言い方をしてもらわないと住民は安心できないわけですよ。だから、それが言えないというのであれば、やっぱり知事さんにお出でをいただかなければならない。冒頭申し上げたのはそういうことなんです。知事さんが平成 15 年 7 月にここに来られて、全量撤去をしますと、67.1 万 t については撤去しますというふうに言っていたわけですよ。その知事さんが言うてから 124.5 万 t になるわけでしょう。だから、その部分について知事さんはどういうふうに考えているのか聞きたいと、こういうことなんです。もし部長さんからお答えをいただけないのであれば、田子町民として是非知事さんにお出でをいただいて、そしてここで知事さんからはっきりとそういう言葉を聞きたいと。

先ほどの畠山さん、山本さん、坂下さん、お三方さんの意見もそういうことなんです。だから、例えば調査をずっとしてきてトータルで 3 億円も調査費を払っておいて、しかもその結果として掘らなければ何が出てくるか分からないという、そういう調査結果、曖昧模糊としたようなものが通るんですかと。そういうことを言っているわけですよ。田子町民は気が長い方なんです、これでも。だから、他所だともっともっと、既に筵旗を掲げていたのかもしれないけれども、やっぱりそういうことをちゃんと整理をしていってもらわないと、私も、困るわけですよ。まず、これに対して意見があればお聞きしたい。そういうことです。

県 : 知事が決定した内容として、先ほど来ご説明しておりますが、廃棄物等は全量撤去を基本とするということで、これに基づいて産業廃棄物の支障の除去に取り組んで、増加する事業費については国に対して特措法の期間延長とその枠組の中での財政支援を要望していくと。これは知事が決定した方針でございます。

住民 : 分かりました。と言うことは、知事が責任をもつと、こういうことで理解をしていいわけですね。知事の責任においてこれは、田子町には迷惑をかけないでちゃんと全量撤去をしますと、こういうふうに田子町民でも分かるようにご説明をいただきたいのですが。

県 : 県が全量撤去をするという方針を決め、その方向で今、ご説明し、国に対しても要望をしていくということでございますので、その県の最高の責任者は知事でございますので、責任を持つということでご理解いただいて結構です。

住民 : あなた方を信用しないというわけではありません。ここで改めて三村知事さんが来町して説明会を開催してくれることを、田子町県境不法投棄現場回復調査協議会の名においてお願いしておきます。なお、後刻、町の協議会で一定の整理をした上で、県に対して要望を上げるかもしれませんので、よろしくお願いをしたい、そのように思います。

そこで、具体的な問題が出ておりませんので 2 点ほどお願いをしたいと思います。国道 104 号線の改修が一向に進んでいません。早急に整備して下さい。1 日 100 台以上の大型ダンプカーがひっきりなしに運行をしているという状況の中で、田子町の町民が大変迷惑を被っているという、これに対して 104 号線の改修工事が一向に進んでいない。是非これを早急に整備をしていただきたいというのが 1 点。それから、産業廃棄物の運搬道路の件なんです。現在、町道になっております農道、南部町から田子町にいたるあの農道を、往復の片方、往路、復路どちらでもいいですから、あの道路が使えるように県で整備をしていただきたい。町道ですから町でという話になるかもしれませんが、今の状況の中では町で整備できることは到底考えられないことでありますので、県道に昇格をさせるなどして、あの道路が使えるようにすべきであると。かつて対策室の幹部の方々と道路についてお話をした経緯があります。それははっきりとした約束をしたわけではありませんでしたが、暗黙の協定としてあの道路が完成すればあの道路が使えるという旨のお話しは承っておりました。これは、言った、言わないもありますが、私どもとしては手ごたえとしてそういうものを得ていると、こういうことを申し上げて、これに対するご回答を是非お願いをしたい。

県 : ただ今の要望につきましては、持ち帰り、関係部局につないでいきたいと思っております。

- 司会 : よろしいでしょうか。
- 住民 : 責任をもって実現できるように対策室の、あるいは環境部長さん方の力を信頼しておりますので、これは是非通して下さい、お願いします。
- 司会 : 予定の時間を過ぎています。じゃあ最後、お一人ということでお願いします。
- 住民 : 何回も質問をしますが、今回の調査方法というのはどういうふうにしたんですか。タテ×ヨコ×高さとかとやっているといますけれど。まず高密度電気探査でやってもこういうふうに誤差が出たんだと。今回は調査会社がはっきりまた調査をしたのか、現地事務所のスタッフが計算した結果でもってこういう総重量を出したのか。また違ったら大変なことになるんじゃないですか。また違って出てきて、特措法の延長って言ったって、もう国も認めてくれないと思いますよ。この間、ちょっと新聞を見ましたが、豊島とか直島だったか、あそこは期限内で全部終わるんだと、重量も間違いなかったんだと。青森県だけ間違っていたから特措法の延長って。そんな甘いもんじゃないと思いますよ。
- それに対して、県の方で環境省とかそういうところに対しての事務方同士で話し合いがあるのか、また知事が1回でも大臣と折衝をして、そういうふうな感触はどうなのか。全く何もやっていないと、今後、これからだということなのか、そこをまずお聞きします。
- 司会 : 最後のご質問ということでお願いします。2点だったと思いますけれども、今回の増量の調査の方法ですね、これはどうやってやったのかということと、特措法の延長に向けて環境省と事務的な打ち合わせなり、また知事なりが環境省なりと接触しているのかと。その辺のお話、よろしいですね。この2点でお答えします。
- 県 : 今回の再推計というのは、電気探査なりボーリング調査という手法は用いてございません。再三申し上げておりますように、当初、電気探査とボーリング調査でゴムの底、想定線というものを設定してございます。それと実際に出てきた地山との比較によって、例えばつぼ掘りでありまして斜面をタテに切ってそこにもゴミを捨てている、そういったゴミの投棄形態の実際を比較して当初の想定線よりも下、あるいはつぼ掘りにどのくらい実績としてゴミが増えたかと。その実績をもって、今後地山が出てくる場所についてこれまでと同様にゴミの量が増えるだろうという想定の下に算定をしております。
- これは調査会社にも想定をしていただいておりますし、また我々県境再生対策室の職員もそういったものを基に様々な検証を加えた結果でございます。
- それから環境省に対する接触といいますか、協議といいますか、これについては事務的にはこれまで数回協議をさせていただいております。その協議結果をもって、私どもとしてはゴミが24年度までにどうも撤去完了が難しい、そこで特措法の延長を要望し、延長された特措法の枠組の中で国の財政支援を要望していくという結論に至ったところでございます。知事が大臣に要望する機会というのは、これから出てくるものと思います。
- 司会 : ということで、予定の時間の方も10分ほど延長しましたので。長い時間、ご苦労様でした。これで説明会の方は今日は終わりたいと思います。どうもご苦労様でした。